

## 発注情報詳細（調査委託等）

公表日	平成30年4月17日（火）			契約番号	5016		
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の持参による）						
委託名	横浜美術館ほか16か所防火設備定期点検委託						
履行場所	横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号ほか						
履行期間	契約締結日から平成31年3月8日（金）まで						
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX 045-664-7055						
最低制限価格制度	適用						
入札参加資格等	所在地	市内又は準市内	規模	一			
	種目	328:機械設備保守	順位	市内3位まで、準市内1位			
	登録細目	(G)シャッター					
	入札参加条件	①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び 同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。 ②入札参加意向申出書提出期限日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 ③平成29、30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録されていること。 ④当該業務等に関する点検実績（官公庁・民間問わず）を有する者であること。 ア-12条4項防火設備点検業務又は防火シャッター等保守点検実績を示す。 （元請・下請問わず） イ- 契約書、注文書等の写し（原本照合を求める場合がある。） ⑤一級建築士若しくは二級建築士又は点検に必要な防火設備検査員に行わせることができること。					
指名・非指名通知日及び通知の方法		平成30年5月7日（月）普通郵便にて発送					
設計図書の閲覧		当ホームページに掲載 ( <a href="http://www.y-hozan.or.jp/">http://www.y-hozan.or.jp/</a> )					
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書、委託業務経歴書					
	受付場所	総務部総務課契約係					
	締切日時	平成30年4月24日（火）午後3時00分まで	申込方法	①持参 職員に直接手渡すこと ②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係			
質問	締切日時	平成30年4月19日（木）正午まで					
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス： <a href="mailto:soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp">soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp</a>					
	回答日時	平成30年4月23日（月）午後1時					
	回答方法	当ホームページに掲載 ( <a href="http://www.y-hozan.or.jp/">http://www.y-hozan.or.jp/</a> )					
入札及び開札時間		平成30年5月14日（月）午後1時50分より					
入札及び開札場所		横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 会議室					
支払い条件		前金払	しない	部分払	する（1回）、1期終了時		
契約担当課		総務部総務課契約係		電話 045-641-3124			

平成30年4月 提出

常務	部長	課長	係長	課員	設計
----	----	----	----	----	----

## 委 託 設 計 書

委託名 横浜美術館ほか16か所防火設備定期点検委託

履行場所 横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号ほか

金 円

履行期限 平成31年3月8日	備考
----------------	----







## 現 場 説 明 書

公益財団法人 横浜市建築保全公社  
課長 今川 孝

1 委託件名 横浜美術館ほか16か所防火設備定期点検委託

2 委託概要 設計図書のとおり

3 設計図書 (1) 現場説明書  
(2) 委託設計書  
(3) 委託仕様書  
(4) 対象施設一覧  
(5) 点検表等の様式

4 履行期限 委託仕様書による。

### 5 質問回答事項

#### (1) 質問の内容

下記の質問については、回答できない内容のため、質問は受け付けません。

なお、質問を受け付けない旨の、回答及び連絡は行いません。

ア 設計図書の内容以外の事項に関する質問（点検や事業の目的等）

イ 設計図書の内容に関する質問

#### (2) 質問書の提出

質問がある場合のみ提出してください。質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

なお、質問の受領確認は、原則として行いません。

質問書は、メール、FAX、持参のいずれかの方法で受け付けます。

#### ■メール

Soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp

#### ■FAX・持参

公益財団法人 横浜市建築保全公社 保全企画課 企画調整係

FAX 045-664-7055

TEL 045-306-7276

#### ■質問提出期限 平成30年 4月 19日（木）正午まで

■記載事項 業者名、氏名、住所、委託名、質問事項を記入し、公益財団法人横浜市建築保全公社 理事長宛としてください。

#### (3) 回答

回答は、ホームページ上に掲載します。

#### ■回答掲載日 平成30年4月23日（月）までに掲載します。

それ以外の方法による回答は行いません。

## 6 業務計画書の提出

(1) 提出期限 契約後 10日以内

(2) 提出部数 2部

(3) 記載事項 点検の日程、報告書提出日のほか、月末の出来高(%)の予定を記載する。

## 7 点検に関する受託者研修の開催

点検に関する受託者研修(様式の説明及び点検における注意点等)を行います。

点検に関わる方の参加が必要です。

## 8 点検上の留意事項その他

(1) 点検は、建築基準法第12条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備に準じた点検を行う

(2) 業務担当者は、委託仕様書に明記された資格が必要です。

(3) 出来高報告として、点検実施状況等が把握できる報告書を毎月第1週目に提出してください。様式についてでは、保全公社より配布します。

(4) 点検に先立ち、施設管理者等と十分な日程調整を行うこと。その際、必ず保全公社から委託を受けて点検を行うことを伝えること。その他詳細については、委託仕様書等によります。

(5) 施設の運営状況に即した点検を行い、点検の際は、周囲の状況を十分に確認し、業務担当者の安全はもとより、施設管理者及び利用者の安全には十分留意してください。

(6) 健康増進法の施行による公共建物内・教育施設敷地内の全面禁煙化に伴い、当該敷地内では禁煙となっています。

(7) 受託者は落札価格とした根拠となる見積書を契約後速やかに提出すること。

以上

## 平成 30 年度 公共建築物点検委託仕様書

### 1 委託名

横浜美術館ほか 16 か所防火設備定期点検委託

### 2 目的

公共建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12 条点検」という。）を行う。

### 3 対象施設

別紙 1 「対象施設一覧」による。

### 4 履行期間

- (1) 契約締結日から 平成 31 年 3 月 8 日 までとする。
- (2) 但し、成果品提出期限は、本項 13 (3) による。

### 5 部分払いの基準

履行期間内で成果品出来高分に対し、公益財団法人 横浜市建築保全公社（以下、「保全公社」という。）の検査に合格したとき、受託者は保全公社に部分払いを請求することができる。成果品提出期限は、本項 13 (3) による。

### 6 業務内容

#### 12 条点検の実施

12 条点検実施要領（別紙 2）に従い、建築基準法第 12 条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という）に準じた点検を行う。

### 7 資料の貸与及び返却

- (1) 本業務にあたり保全公社から貸与する資料は次のとおり。

#### ア 施設図面

イ 前回報告書（初年度につき「防火設備」はないため、参考として直近「特定建築物」報告書）

- (2) 貸与資料は業務終了後、速やかに貸与者へ返却する。

## 8 事前準備

- (1) 効率的な点検実施及び点検時、点検後の齟齬を防ぐために次のことを行う。
  - ア 保全公社貸与資料、対象施設一覧表（別紙1）により、対象施設の建物概要や防火設備設置場所、個数等を事前に確認する。
  - イ 現地へ出向き前アを確認すると共に、施設管理者と点検実施候補日、点検時同伴要請する直近消防設備点検者連絡先、施設で実施している関連機器の保守点検報告書の内容確認、現状の防火設備の作動状況、不具合等をヒアリングにより情報を得る。
  - ウ 前イは、小規模施設、少数防火設備等で点検者が必要でないと判断した場合は省略でき、電話等の対応、点検当日の点検前ヒアリングで済ませることで良いとする。
- (2) 施設管理者に対し、前(1)での内容を、書面もしくは電子メールで伝え確認する。
- (3) 現地点検実施日時は、施設管理者と運営に支障の無いよう協議し決定する。

## 9 現地調査（前8（1）イで確認済みの内容は除く）

- (1) 施設管理者へのヒアリング  
施設管理者から現状の作動状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。
- (2) 各種点検報告書等の確認  
施設が発注している点検について、本点検と関連のある直近の報告書を確認する。点検対象部分について指摘がある場合は、その箇所を再確認し、是正が必要な場合は所定の報告書に指摘年月日と共に内容を記入する。
- (3) 点検の実施  
前二項を踏まえ、実施要領（別紙2）に従い実施する。
- (4) 点検の対象を問わず、脱落、落下、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、該当欄に記載する。

## 10 現地調査に伴う注意事項

- (1) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (2) 安全対策について万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、速やかに保全公社に連絡し、受託者の責任において対応する。
- (3) 対象防火設備の全数点検を実施すること。
- (4) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (5) 点検時に機器に塵埃があれば簡易清掃、油切れによる不具合程度であれば注油及び各部の緩みがあれば増し締めを行うなど、改善可能なものは無償の範囲で行う。
- (6) 前(5)に加え、作動時に点検項目の数値範囲外、作動の停止等の要是正内容に關しても簡易な調整等で改善可能であれば無償の範囲でこれを行う。

- (7) 仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合、及び施設運営に支障を及ぼす場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (8) 点検終了後、点検者が操作した電源スイッチ及び各種スイッチ類等は定位置に必ず戻し、点検前の機能が維持できるようにすること。また、最初の状態を記録し、点検終了後に記録と合わせて確認すること。その際に管理者等の確認を得ること。
- (9) 調査に必要な足場、測定機器、工具等は原則的に受託者の負担とする。

#### 1.1 確認の省略

次に示す部位等で確認が困難なものにあっては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応を記載する。

ア 点検口がない、或いは適切な位置にない場合（周囲に体の一部を入れることにより点検可能な点検口がある場合を除く）

イ 目視、触診等の点検が障害物により確認困難な場合

ウ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

#### 1.2 業務計画書の提出

- (1) 契約締結後 10 日以内に、業務計画書(組織表、緊急時連絡体制表、施設点検者一覧表、点検者の資格証明書、年間工程表を含む)を提出する。
- (2) 内容に変更がある場合、速やかに保全公社担当者へ報告する。
- (3) 施設点検者一覧表に点検者が記載されていない施設について、本項 8 に定める事前準備作業を行ってはならない。
- (4) 每月第 1 週目に進捗状況の報告を保全公社担当者に書面等にて報告する。

#### 1.3 成果品の提出

- (1) 成果品は、成果品作成要領（別紙 3）に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出し、保全公社の確認を受ける。
- (3) 保全公社の確認後必要な修正を行い、各成果品を次の期限までに紙及び電子データにて納品する。なお、部分払い対象施設は、保全公社と受託者の協議の上決定するものとする。

成 果 品	期 限
・部分払い対象施設報告書	平成 30 年 9 月 28 日
・部分払い対象施設を除く報告書	平成 31 年 2 月 28 日

#### 1 4 その他

- (1) 業務上の疑義が生じた場合は、隨時保全公社担当者と調整を行う。
- (2) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

#### 1 5 添付資料

- (1) 対象施設一覧表（別紙 1）
- (2) 12 条点検実施要領（別紙 2）
- (3) 成果品作成要領（別紙 3）

## 対象施設一覧表

別紙1

委託名:横浜美術館ほか16か所防火設備定期点検委託

施設番号	棲有:(◎ 棟番号)	施設名	棟名	所在区	12条報告書記入面積	防火シャッター(台数)	ピューブル付防火シャッター(台数)	人用ドア(台数)	耐火スクリーン(台数)	ドレンチャー(台数)	計 計 防火戸×1.0	備考	ランク数	個数ラ ンク	
						17	2	16							
220001206	22000120601	横浜美術館	単独	西	26,829	34		40			74	西面側既設、消防機器より既記	54	E	
220001207	22000120701	グランモール公園	クロスパティオ	西	2,471	16					16		16	(C)	
220003102	22000310201	横浜市民ギャラリー(旧いせやま会館)	単独	西	3,428	10		19			29		20	(D)	
220003201	22000320101	中央図書館	単独	西	24,521	9		26			35		22	(C)	
220005102	◎	西区庁舎		西											
	22000510201	西区庁舎	複合単独	西	7,077	11		9			20		16	(C)	
220006302	◎	久保山斎場		西											
	22000630202	久保山斎場	本館棟	西	6,228	27	1	8			36		32	D	
	22000630203	久保山斎場	駐車場棟	西	1,693										
220007209	22000720801	西スポーツセンター	事務所・工場	西	5,246	14		7			21		18	(C)	
221004403	22100440302	東部地域療育センター	単独	神奈川	6,295	12		1	20		33		33	D	
221004406	22100440302	希望更生センター・横浜光センター	単独	神奈川	↑										
221004408	22100440302	中途障害者地域活動センター・リワーク神奈川	単独	神奈川	↑										
221004409	22100440302	神奈川区地域子育て支援拠点かなーちゃん	単独	神奈川	↑										
221082401	◎	神奈川区総合庁舎		神奈川								1993改修			
	22108240101	神奈川区総合庁舎	本館	神奈川	9,184	3		34	1		38	本館は神奈川区総合庁舎に含まれる	21		
	22108240102	神奈川区総合庁舎	別館	神奈川	5,685	7		4			11	1993改修	9	B	
221082402	22108240101	神奈川消防署	本館	神奈川	厅舎本館に属する										
222003204	22200320401	港北区総合庁舎	区庁舎棟	港北	11,937	13		22			35		24	(C)	
222003205	22200320402	港北公会堂	港北公会堂	港北	1,669	5		9			14		10	B	
222003206	22200320403	港北消防署	港北消防署	港北	1,088	2		4			6		4	A	
222003502	22200350201	総合保健医療センター	単独	港北	14,025	13		14			1	DR±B1F 6625m <sup>2</sup>	20	(C)	
222003503	22200350301	障害者スポーツ文化センター・横浜ラボール	単独	港北	28,818	27	1	22			2	DR±B1F 12500m <sup>2</sup> 2F 600m <sup>2</sup>	39	D	
222003504	22200350401	総合リハビリテーションセンター	単独	港北	19,163	6		16			6	DR 1F 5170m <sup>2</sup> 4F 67m <sup>2</sup>	14	B	
222003603	◎	新横浜公園		港北											
	22200360301	新横浜公園	小机レストハウス・器具庫	港北	745							1998年新築洋レストハウス新築工事 2001レストハウス新築増築			
	22200360303	新横浜公園	横浜国際総合競技場	港北	172,759	127		149			276		202	I	
222003612	22200360303	新横浜公園屋内プール	横浜国際総合競技場	港北	↑							純合斜坡棟全体の 台数(アリーナのみ分離すること2回算)			
222003604	22200360303	スポーツ医学センター	横浜国際総合競技場	港北	↑										

## 12 条点検実施要領

### 1 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、次の法令に準じた防火設備の点検を実施する。  
建築基準法第 12 条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という）に準じた点検を行う。

### 2 点検者の要件

点検者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

#### 防火設備

ア 一級建築士若しくは二級建築士

イ 建築基準法第 12 条に規定する防火設備検査員

### 3 点検の方法及び結果の判断基準について

点検の方法及び結果の判断基準については次を適用すること。

ア 建築基準法第 12 条第四項に基づく告示第 723 号

イ その他 調査・検査方法、判定基準の解説（防火設備）平成 29 年 1 月神奈川県  
内 13 特定行政庁

### 4 点検表について

点検結果は、次の様式に記載すること。

[様式 1F] 12 条点検 点検表（防火設備）

[様式 1F 全写] 防火設備写真帳

他に、防火設備点検表測定データ、防火設備ヒアリング票

### 5 その他

- ・点検実施は、委託仕様書 8 事前準備（1）にあるように、原則対象施設の直近消防設備点検者の同伴を行うことを前提として実施するものとする。
- ・成果品作成にあたっては、別紙 3 成果品作成要領を参照すること。

## 12条点検 点検表(防火設備)

点検者情報			
	氏名	所属又は勤務先	資格
代表となる点検者			
その他の点検者			
その他の点検者			

建物基礎情報			
建物名称			
建物所在地			
施設番号		棟番号	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年度	
防火設備の概要	<input type="checkbox"/> 防火扉(　　台) <input type="checkbox"/> 防火シャッター(　　台) <input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン(　　台) <input type="checkbox"/> ドレンチャー(　　台) <input type="checkbox"/> その他(　　:　　台)		

# 点検表

建物名称:

番号	点検項目		調査結果		
			対象の有無	指摘なし	要是正
<b>1 防火扉</b>					
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況		
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(4)		危害防止装置	作動の状況		
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			予備電源への切り替えの状況		
(11)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(12)			容量の状況		
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(14)			再ロック防止機構の作動の状況		
(15)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況		

番号	点検項目		
	対象の有無	調査結果 指摘なし	要是正
<b>2 防火シャッター</b>			
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況
(2)		駆動装置 ((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況
(3)			スプロケットの設置の状況
(4)			軸受け部のブラケット、ペアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況
(14)			作動の状況
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況
(18)			結線接続の状況
(19)			接地の状況
(20)			予備電源への切り替えの状況
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況
(22)			容量の状況
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況
(25)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>3 耐火クロススクリーン</b>					
(1)	耐火 クロス スクリー ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイド レール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(13)			スイッチ類及び表示灯の状況		
(14)			結線接続の状況		
(15)			接地の状況		
(16)			予備電源への切り替えの状況		
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(18)			容量の状況		
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(21)	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備</b>					
(1)	ドレン チャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況		
(4)		排水設備	排水の状況		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		
(6)			給水装置の状況		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			ポンプ及び電動機の状況		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況		
(15)	連動機構	感知器	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)の感知の状況		
(16)			スイッチ類及び表示灯の状況		
(17)			結線接続の状況		
(18)			接地の状況		
(19)			予備電源への切り替えの状況		
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(21)			容量の状況		
(22)			自動動作装置の設置の状況		
(23)		手動作動装置	設置の状況		
(24)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			

# 写真帳

建物名称:

No.1	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.2	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.3	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

点検結果図(防火設備位置図)

建物名称	No.

## 防火設備一覽表

※※感知器の種別は「熱」「煙」「ヒューズ」など

※※※※※開閉器の種別は「電動式」「手動式(上部開閉式)」「手動式(下部開閉式)」「手動式(フック開閉式)」から選択

防火設備一覧表(ドレンチャー等)

# 防火設備写真帳

建物名称: △△▼▼センター

点検実施日  
平成 年 月 日

防火設備符号	(例) S101	防火設備符号		備考

防火設備符号		防火設備符号		備考

防火設備符号		防火設備符号		備考

## 防火設備点検表 測定データ

建物名称

1 防火戸					
(4)	危害防止装置	運動エネルギー ※1	(J)	閉鎖力	(N)
(12)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
2 防火シャッター					
(12)	危害防止装置	予備電源の交換時期	年 月		
(14)	危害防止装置	運動エネルギー※3	(J)	停止距離	(cm)
(22)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
3 耐火クロススクリーン					
(9)	危害防止装置	予備電源の交換時期	年 月		
(11)	危害防止装置(巻取り式)	運動エネルギー※4	(J)	停止距離	(cm)
	危害防止装置(バランス式)	運動エネルギー※4	(J)	閉鎖力	(N)
(18)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯

$$\text{※1 運動エネルギー} = 1/2MV^2 = 1/2M(1/T)^2$$

M:扉の質量(kg/m<sup>2</sup>) V:開閉速度(m/s) T:開閉時間(s)

### ※2 回路電圧計

予備電源試験スイッチを操作し、連動制御器の回路電圧計で電圧を確認

回路電圧計がない場合は、回路電圧灯の点灯を確認

$$\text{※3 運動エネルギー} = 1/2MV^2 = 1/2N(1/T)^2$$

M:シャッターパートの質量 V:開閉速度(m/s) T:開閉時間(s)

$$\text{※4 運動エネルギー} = 1/2MV^2 = 1/2N(1/T)^2$$

M:カーテン部の質量 V:開閉速度(m/s) T:開閉時間(s)

### 【参照】

定期報告制度に係る調査・検査方法、判定基準の解説(防火設備)

平成29年1月 神奈川県内13特定行政庁

# 防火設備ヒアリング票（兼 報告書）

## 基 础 情 報

建物名称	横浜地域ケアプラザ
点検日	平成30年 月 日
点検者名	(株)○○シャッター(△△ビルメンテ)
施設側担当者名	□□□□館長

## 施設管理者からの情報

- 1.現状でのメンテナンス情報、これまでの不具合・修理情報ほか、点検に際し特に注意する部分を得る、記載する。  
 2.点検終了後、不具合箇所を口頭報告し、記載する。  
 ※本用紙は、施設側には提出せず保全公社へ1回目報告書と併わせて提出とする。(手書きでも良い)

	場所	管理者等からの状況情報等	点検終了後点検者からの説明
情報			
不具合			

その他 点検者として全般的なことに対して感じたこと、意見等

--

## 成果品作成要領

本委託の成果品を次のとおり作成すること

### 1 共通事項

電子納品は各業種に分けてCD-R（通常流通している媒体）で収める。

電子媒体が複数になる場合はDVD-Rを使用する事も可能です。

#### (1) 電子成果品のフォルダとファイルの構成

##### ア フォルダ構成

施設ごとにフォルダを作成し、各報告書を保存すること。

##### イ フォルダ名の構成は次のとおり

項目	施設番号	—	施設名
記入例	231001703	—	市役所本庁舎

例：231001703\_市役所本庁舎

##### ウ 補足

- ・1枚の電子媒体内には複数の業務内容を混在せず、単一の業務内容を保存すること。
- ・保存するファイルがないフォルダは作成しないこと。
- ・施設名は、添付した対象施設一覧（別紙1）に記載される施設名と同一とする。
- ・複合施設の場合、それぞれの施設に該当するフォルダを作成すること。また、以下に定めたファイル名のファイルを関連するすべての施設フォルダに保存すること。
- ・複数棟ある施設は、当該フォルダに全ての棟の報告書を保存すること。

##### エ ファイル構成

- ・1ファイル構成は、後述する2(3)を参照
- ・1ファイルあたりの上限データサイズは5MB/ファイルとする。上限データサイズを超える場合は、該当施設名および理由を本市担当者へ報告すること。

### 2 12条点検に関する特記

- (1) 1棟に複数の施設が入っている（以下「複合施設」という。）場合は、まとめて1つの点検報告書を作成すること。その際、点検報告書の「施設名称」「施設番号」欄には、複合施設を全て列記すること。
- (2) ファイルの命名

##### ア ファイル名の構成は次のとおり

項目	実施年度	—	業種	—	施設名	(棟名)
記入例	2018	—	防火設備	—	市役所本庁舎	(庁舎棟)

## 別紙 3

例：2018\_防火設備\_市役所本庁舎（庁舎等）

### イ 補足

- ・複合施設の場合、施設名に代表施設を記載し、その後に[他]を追記すること。

例：2018\_防火設備\_鶴見区総合庁舎他

### ※代表施設の定義

横浜市公共建築物台帳に記載されるもっとも小さい施設番号を持つ施設とする。

- ・複数の棟を保有する施設の場合、全角括弧内に棟名を記載すること。なお、単独棟の場合は、記載事項なしとする。